別表六十二 平二十五・四・一以後終了事業年度分

##+ \/-	- # 10 A D I	D /広 1 1万 /2	ロのま	W 🗆	-	ht:			hh:		hh		hh		hts:	
7 7 7	芸第42条の €	5 第 1 垻名	・号の該	当号	1	第	号		第	号	第	号	第	号	第 	号
事	業	種	<u> </u>	目	2											
資	種			類	3											
産	機械装	置等	の名	称	4											
区	取 得	年	月	日	5	平 •	•	平		•	平 •	•	平		平 •	•
分	指定事業	の用に供	した年	月日	6	平 .	•	平	. •	•	平 •	•	平		平 •	•
取	取得価額	類又は	製作品	五額	7		円			円		F.		Р	9	P
得		上の圧縮 金 計	記帳に 上	よる 額	8											
価額	差 引 改 ((7)-(8))	定取	得 価	額	9											
	((7) — (8))		-(8)) < 1 税		須	の	特	月	;I]		除	額	の	計	算	
	取 得 価	額 の ((9)の合計	合 計	額	10			円		差引当			額残	額 17		F
当		空 除	限 度	額	11				前	繰越税		- (14) 除限度	超過	嫍		
	当期の所得	(10)× 7 100 身に対する -)[2] 別	法人税	の額 「2」	12				期		((23)	の計)		16		
₩п	(別表一(一 又は別表 当 期 和	说 額	基 準	額	13				繰	同上のう ((17) と		製越税額数		額 19		
期	当期税	(12) × 20 100 額 控 除	; 可能	額					越	法 人 別表	税 額 六(二+	超 過 f -三)「14	構 成 ®	額 20		
	((11)と(13 法 人 税)のうち少 額 超 過			14				分	当期	繰越	税額 1 (20)	空除	額 21		
分	(別表六	(二十三)「の特別	15の②」)	15				法	人税		特別技	空除	額 22		
		(14) — (15)	1 1 14	. #2	16						(16) +					
		翌期	繰前期	越 編	税息担	額		除	限	度	超過	· 額	の 翌	計 第 期	í 繰 越	額
事業	年度又は連	結事業年度		税 4	額 担	と 除 限	又は良度額	当	期		可能4	額等	<u> </u>		25	
平平	•					<u> </u>	円					P.				
· 平 平	•	•						外					外			Р
<u> </u>	 計							(19))							
	当 期	分	(11)					(14)				外			
	 合	計														
			機		戒	装	置		 等	<u>σ</u>)	 概	要			

別表六(十二)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の6第2 項又は第3項《中小企業者等が機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載 します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がない ためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受 けようとする場合にも、この明細書を提出しなければな りませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度(供用 年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」には、 法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受 ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金とし て積み立てる方法により経理したときに、その積み立て た金額(積立限度超過額を除きます。)を記載します。
- 3 「差 引 改 定 取 得 価 額 9 は、措置法 ((7)-(8)) 又は $(((7)-(8))\times\frac{75}{100}$) 」

第42条の6第1項第4号に掲げる減価償却資産にあっては、「 $(((7)-(8))\times\frac{75}{100})$ 」を適用して計算した金額を、同項第1号から第3号までに掲げる減価償却資産にあっ

ては「((7)-(8))」を適用して計算した金額を記載します。

- 4 「当該控除可能額等24」の外書には、措置法令第27条 の6第8項《連結納税の承認を取り消された場合に繰越 税額控除限度超過額から控除する金額》の規定の適用を 受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載し ます。この場合において、翌期繰越額の計算は、当該控 除未済超過額を含めて計算します。
- 5 「翌期繰越額25」の各欄の外書には、措置法第42条の 13 (法人税の額から控除される特別控除額の特例)(東 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に 関する法律第17条の4第1項(法人税の額から控除される特別控除額の特例)又は平成24年改正法附則第23条第 2項(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関 する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を 含みます。)の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十 三)又は別表六(二十三)付表の「法人税額超過構成額②」 の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」 及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計 算します。
- 6 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械 装置等に該当することの詳細を記載します。

		中		小		企 業		者	Ø	判		定
発行済	株式又は出	資の	総数又	は総額	a		大株	順位	大規模沒	去人名		株式数又は出資金の額
常時	使用する	5 従	業員	の数	b	人	規式模数	1			g	
大規模法人の株式数等の保有割合	第1順位の 金の額)株式	弌数又	は出資 (g)	С		法等人の明				h	
	保 有	割	合	(c) (a)	d	%	保有する				i	
	大規模法グは出資金の	\合)額	計の株:	式数又 (k)	е						j	
	保 有	割	合	(e) (a)	f	%			(g) + (h) + (i) + (j)	k	

この表の各欄は、その特定機械装置等を事業の用に供した日の現況により記載するほか、次によります。

- 1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2(66.666…%)以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。
- 2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 $g \sim k$ 」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人(資本金の額若しくは 出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える 法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いもの から順次記載します。